日調連発第３４２号
平成２７年3月１６日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（参考送付）

法務省民事局民事第二課長から、法務局民事行政部長及び地方法務局長（東京、甲府、津、岡山、那覇及び札幌以外は、参考送付）あて標記の依命通知が発せられましたので、参考のため送付します。

法務省民二第１４９号
平成２７年３月１３日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（東京，甲府，津，岡山，那覇及び札幌以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正における登記所ごとに別に定める日について（依命通知）

標記については，平成２６年１２月２５日付け法務省民二第８５２号法務省民事局長通達（以下「本通達」という。）において，本通達の別紙の３及び８については本年２月２３日以降の登記所ごとに別に定める日から実施することとされたところですが，当該登記所ごとに別に定める日（本年４月分）については，下記のとおりとされましたので，通知します。

記

１　平成２７年４月１３日（月）
　甲府地方法務局　鰍沢支局
　　同　　韮崎出張所
　津地方法務局　　伊勢支局
　　同　　桑名支局
　那覇地方法務局　沖縄支局
　　同　　名護支局
　札幌法務局　　白石出張所
　　同　　苫小牧支局
　　同　　倶知安支局
２　平成２７年４月２０日（月）

東京法務局　　西多摩支局
同　　豊島出張所
甲府地方法務局
津地方法務局
那覇地方法務局　宮古島支局
同　　石垣支局
同　　宜野湾出張所
札幌法務局
同　　室蘭支局
同　　江別出張所

３　平成２７年４月２７日（月）

東京法務局　　杉並出張所
同　　板橋出張所
甲府地方法務局　吉田出張所
同　　大月支局
津地方法務局　　松坂支局
同　　四日市支局
岡山地方法務局　津山支局
那覇地方法務局
札幌法務局　　岩見沢支局
同　　北出張所
同　　恵庭出張所